

## 6月21日 老朽美浜3号機運転禁止仮処分申立の行動に参加して 一刻も早く美浜3号機を止めるため仮処分裁判を支援しよう

関電が公表した美浜3号原子炉起動日(6月23日)の2日前、6月21日に大阪地裁へ老朽原発美浜3号機運転禁止仮処分の申し立てが行われました。申立人は9名(福井県7名、京都府1名、滋賀県1名)、弁護士11名。「国内初の老朽炉の運転を止めよう」と、支援者を含め50人余り(ZOOM視聴25名)が集まりました。

これまで老朽原発の再稼働を阻止するために、福井と関西、東海地域の市民が協力して、署名や議会への請願・申入れ、美浜町での戸別訪問、集会やデモ、電話・FAX・メールによる要請、避難所問題のアンケート等々あらゆる行動に力を尽くしてきました。こうした取り組みを重ねて仮処分が申立てられました。大阪地裁前での決起集会、「老朽原発むちゃでっせ」のコールで行進、そして仮処分の申立ての後、堂島ビルで記者会見と報告集会が行われました。



### 申立の理由は「地震」と「避難計画」(申立書等→ <https://adieunpp.com/>)

記者会見では、井戸弁護士、大河弁護士から申立理由の説明がありましたので紹介します。

美浜3号機を運転すべきでない理由は機器の劣化や脆化など老朽化そのものや火山灰の問題など多数あるが、できる限り早期の判断を求めて、①「地震規模の過小評価」と②「実効性のない避難計画」の2点に絞った。この2点については、昨年12月4日大阪地裁で大飯3・4号設置変更許可取り消し、今年3月18日水戸地裁で東海第二原発運転差し止めの判断が下されている。

- ① 美浜3号機の周囲には6つの活断層が存在し、建屋直下に4本も破碎帯がある。同じ地震でも老朽原発は危険性が高まる。美浜3号機建設当時の基準地震動は405ガルだったが、現在は993ガルになっている。もうこれ以上の余裕はない。だが、この993ガルも「経験式をそのまま適用して設定された平均値としての地震規模」であり、大阪地裁の設置変更許可取り消し判決の理由となったばらつきの考慮をしていない。熊本地震のように、長く動かなかった断層が連続して2度の地震を引き起こすこともあるが、それも想定していない。
- ② 原発事故は他の産業事故と違い収束が極めて困難で、被害が広範囲に及び、長期にわたるといった特異性がある。深層防護の考え方の第5層、避難計画の実効性は欠かせない。避難計画でPAZ避難後、UPZは屋内退避し毎時500マイクロSvを超えて避難というのは、被ばくを前提にしている。美浜町民が原発立地のおおい町へ避難するのは、非現実的だ。地震後に屋内退避はできないし、後追いのモニタリングでは放射性物質到達前の安定ヨウ素剤服用は不可能。さらに換気と避難所スペースの必要なコロナ禍では避難はできない。

### 老朽原発美浜3号の運転停止に向け、仮処分裁判を支援していこう

記者から次々と出された質問に、弁護士から「原発の新設は望めず、福島事故後、世論は脱原発が優勢だ。老朽炉を止めれば原発の終わりが早まる。運転延長を許せば全国の原発が生き延びる。仮処分は1回の審尋で結審し9月の決定を求めたい」などの答えがありました。顧問として参加していた樋口英明元福井地裁裁判長も老朽炉の危険性を語り、申立人の強い決意を受けて、参加者全員で老朽炉の運転を止めようという思いを共有しました。

仮処分裁判を支援し、美浜3号の運転差し止めを勝ち取ろう！(避難計画を案ずる関西連絡会しず)